様式４号（第 21 条関係）

議　事　録

	記録者所属 福祉課　共生社会推進係 職・氏名　主査　村山　希

会議等の名称	令和８年度第２回東御市障害者総合支援協議会	開催日時	令和８年 10 月 27 日（火） 午前 10 時 00 分～11：00
		場所	東御市総合福祉センター ３階
主催者(事務局)	東御市役所健康福祉部福祉課共生社会推進係	司会者	掛川部長
出席者	＜委員＞ 髙橋美也子、松林祐子、福井紀子、北沢恵子、井出容子、髙畑可織、前田沙織 田丸一成、寺田嘉彦、東城正彦、瀬志本智子 ＜傍聴＞ 坂口太二、川端真由美 ＜事務局＞ 健康福祉部長：掛川一郎、福祉課共生社会推進係長：荒井千加子 共生社会推進係員：市村希和子、村山希、翠川洋子、小林都梅恵 子ども政策係長：大塚しのぶ、子ども政策係員：尾崎悟史 ＜アドバイザー＞ 上小圏域障害者総合支援センター所長：橋詰正		
欠席者	＜委員＞ 鶴田麻里、出口哲郎		

様式４号（第 21 条関係）

議　題 決定事項 （要点を箇条書き）	（議題） (1)　第５次東御市障がい基本計画、第８期東御市障がい福祉計画及び第４期東御市障がい児福祉計画について (2)　障害福祉関連制度の要綱改正等の経過について (3)　協議会への新規当事者団体の参画について	（配布資料） 東御市総合障がい計画（素案） 資料１
次回への検討事項		
次回開催	（日時）令和９年２月９日（火）午後 13 時 30 分～ （場所）東御市総合福祉センター　３階	

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過（要旨）	（発言者名）	（発言内容）
	掛川部長	司会進行挨拶
	髙橋副会長	開会
	掛川部長	それでは、次第に沿って進行してまいります。２の挨拶について、会長よりご挨拶申し上げます。
	寺田会長	＜会長挨拶＞
	掛川部長	それでは３の協議事項について、今回は３つありますが、早速入らせていただきます。東御市障害者総合支援協議会設置要綱第６条の規定により、協議会の会長が議長となりますため、寺田会長に議事進行をお願いします。
	寺田会長	まず協議に先立ちご報告します。本協議会は公開対象であり、市のホームページにより市民に周知を図ったところ、本日は傍聴希望者がいらっしゃいますのでご承知おき願います。また、委員の皆様にお願いします。発言の際には、氏名を述べてからご発言いただくようお願いします。 それでは協議に移ります。協議事項の（1）第５次東御市障がい基本計画、第８期東御市障がい福祉計画及び第４期東御市障がい児福祉計画について、事務局より説明をお願いします。
	荒井係長	東御市福祉課の荒井と申します。まず初めに、第５次東御市障がい基本計画素案についてご説明申し上げます。事前に配布した計画素案の２ページをご覧ください。 東御市では、障がいのある方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる社会を目指し、令和８年度で計画年度が最終となる第４次計画の内容を見直し、第５次障がい基本計画の素案を作成しました。これまでは、「障がい者計画」という名称で取り組んでまいりましたが、障がいのあるすべての方に関する施策の基本的な方向を示す計画であることをより明確にするため、計画名称を「東御市障がい基本計画」と改めることにいたしました。計画素案の中に標記の揺れがあり、大変申し訳ありませんが、今回委員の皆様にいただくご意見とあわせて、今後実施予定の

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	（続き）	パブリックコメントまでには修正を図ってまいりますのでご了承ください。
		この第５次障がい基本計画では、３つの基本方針をもとに取り組んでまいりたいと考えております。
		基本方針１の「自ら選んだ生き方を、地域がささえる」として、障がいのある方が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域の相談窓口の整備や支え合いの仕組みづくりに取り組むほか、いわゆる「親亡き後」を見据えた権利擁護の制度についての周知を図ってまいります。
		基本方針２の「はたらく、つながる、活躍する」につきまして、働くことは収入の面のみでなく、生きがいや社会とのつながりを生みます。このため、福祉的就労への支援とともに、農業分野をはじめとした地域産業への一般就労支援も推進することで、誰もが地域の一員として活躍できる環境づくりを目指します。
		基本方針３の「権利を守り、共に暮らす」につきまして、地域社会の一員として、誰もがお互いを尊重し合える社会を目指すため、障害の有無にかかわらず、共に過ごし学び合うことのできる環境づくりのための協議の場を設けるとともに、地域住民を中心とした生活サービスの利用を進めてまいります。
		以上の３つの基本方針で取り組んでまいりますが、計画の実施期間につきましては、令和９年度から 14 年度までの６年間となります。
		今回の計画では、東御市の抱える課題やその解決に向けた取り組みの方法や計画自体の見易さについても、より分かりやすくなるよう、課内で検討を行い、前計画から記載方法を変更しております。各分野別施策については、素案を各自ご確認いただければと思います。
	寺田会長	次第の（1）では３つの計画が挙げられていますが、ここで一旦区切らせていただきます。今の説明の中で、皆様からご意見ご質問等ありますでしょうか。
	寺田会長	よろしいでしょうか。気が付いた点がありましたら、この後で出していただいても結構ですので、続いて説明を事務局からお願いします。
	荒井係長	それでは、第８期東御市障がい福祉計画及び第４期東御市障がい児福祉

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	（続き）	画の素案についてご説明申し上げます。素案冊子の 70 ページからをご覧
		ください。この両計画につきましては、障害者総合支援法に基づき、国の
		示す６つの基本理念や、基本的な考え方に基づいて示される８つの成果
		目標及び活動指標について、東御市における障がい福祉サービス等の提
		供体制を確保するための取り組みや目標を定める具体的な実践計画であ
		り、令和９年度から 11 年度までの３年間を計画期間とするものです。
		今回の見直しでは、先ほど説明した障がい基本計画との関連性がより分
		かりやすくなるよう、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標
		が基本計画のどの分野別施策に対応するかを明示しています。
		なお、基本的な部分については、国から示された考え方に基づきつつも、
		東御市の現状を踏まえた目標値や取り組み方法を設定しているものにな
		ります。また、上小圏域で統一して取り組んだ方が良いというような目標
		項目によっては、統一目標を設定しています。各項目の詳細については、
		各自ご確認をいただければと思います。簡単ではありますが、事務局から
		は以上です。
	寺田会長	ただいま次第（1）の計画の２つ目と３つ目について説明がありましたが、
		皆様からご意見、ご質問等ございますか。
	井出委員	アンケート等をもとに、こういった計画を作るにあたって、文章にしてし
		まうとこういう形にしかならないとは思うが、分かりづらく感じます。ア
		ンケートに対するもっと詳しい分析など、もう少し詳細についても記載
		することはできないでしょうか。
	寺田会長	アンケートの項目に対する解説や対策のようなものが付記できるか、と
		いったことかとも思いますが、事務局いかがでしょうか。
	村山主査	ご意見ありがとうございます。今回の素案の段階では、「東御市の課題」
		の部分にアンケートから見た課題点等を盛り込んでいる状態ですが、お
		っしゃるとおりアンケートデータの部分がグラフのみで冗長になってし
		まい、分析結果の記載が不足しているかと思います。パブリックコメント
		の段階では、もう少し詳細に分析結果を掲載したいと思いますので、併せ
		てご覧いただき、またご意見等をいただければと思います。

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	寺田会長	よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。
	寺田会長	私の方からよろしいでしょうか。体系的に前計画からガラッと変わったかと思いますが、冒頭の市長あいさつは入るのでしょうか。また、1ページに「第１部総論」とある部分や 48 ページ、あとは「第２部」「第３部」となっているところですが、ここに追加で何か文章が入ってくるのでしょうか。
	村山主査	市長あいさつについては、掲載するよう検討してまいります。ページの区切り部分についてですが、素案の段階での簡易的な表紙としており、最終的にはもう少し体裁を整える予定ですが、リード文が入ったり、といったことは想定していません。内容については基本理念等の部分で述べることを想定しています。
	寺田会長	イラストなどは入ってこないということでしょうか。
	村山主査	イラストについては市内事業所から募集できるよう検討したいと思います。
	寺田会長	計画の雰囲気がやさしく、親しみやすくなるのではと思います。併せて、前回の計画では「資料編」があったかと思いますが、今回は付けない予定でしょうか。
	村山主査	前計画では施策ごとにアンケートの一部を引用してきている形でしたが、今回は計画の体系を見直した関係で、前計画の「資料編」にあたる部分を、課題分析のために計画の中ほどに持ってきている形となります。
	寺田会長	ありがとうございました。
	荒井係長	補足となりますが、計画の中には専門用語等が多く、そちらについての説明は付記する予定です。今回の素案では間に合っておらず申し訳ありません。

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	寺田会長	他にはございますか。
	寺田会長	よろしいでしょうか。それでは続きまして（2）障害福祉関連制度の要綱
		改正等の経過について、事務局から説明をお願いします。
	村山主査	お配りした資料１をご覧ください。「特定疾患等のための通院等に要する
		費用の支給要綱」について、昨年から引き続き委員をお引き受けいただい
		ている皆さんにおかれましては、昨年度の協議会でもご協議いただいた
		のが資料の表面の上の部分となりますが、その後の経過も含めてまずは
		ご報告し、皆様にご協議をいただければと思います。
		昨年度、同要綱の内容について改正案を提示し、協議会でも協議をいただ
		き、令和８年４月１日からの改正を予定していたところですが、これにつ
		いて助成対象となっている方に通知を出したところ、様々なご意見をい
		ただいたこと、令和８年度６月定例議会でも一般質問をいただいたこと
		から、有志の方とも協議を行い、改正をいったん保留いたしました。ご意
		見等を踏まえ、資料には新たな改正案を提示しておりますので、委員の皆
		様からのご意見をいただきたいと思います。また、経過としまして、難病
		をお持ちの方から９月 18 日付で「非課税要件について見直しを図ってほ
		しい」との要望書をいただいており、こちらへの回答につきましても、協
		議会での意見を踏まえて回答したいと考えております。
	寺田会長	事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。
	東城委員	この課税者については支給額を 1/2 にするというところで、影響の概算
		は出ているのでしょうか。
	村山主査	現在受給されている方から推定すると、課税となる方は 10 名程度です
		が、当事者の方から「一律 1/2 というのはどうなのか」というご意見も
		いただいているところです。
	寺田会長	よろしいでしょうか。もしご意見もあればお願いします。
	東城委員	10 名程度ということであれば、影響的にはそんなに大きいものではない

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	（続き）	ように感じることもあり、1/2 という要件はなくても良いのではないかと
		感じます。
	寺田会長	ありがとうございます。今回の「1/2」というのはどういった背景から出
		てきた案なのでしょうか。
	村山主査	限りある財源の中で、必要な方に必要な給付をという考え方の元、当初は
		仕事に就くことが中々難しい人工透析の方を対象として案をお示しして
		いたのですが、難病の方でもそうした事情で所得が低くなる方がいると
		いうご意見をいただき、難病の方も含めた案としました。1/2 という数字
		の具体的な根拠は乏しいのですが、課税の状況を個人の状況を判断する
		大きな要素として捉えたものとなっています。
	掛川部長	補足となりますが、当初事務局では、人工透析など通院の頻度が非常に高
		い方については、通院に係る費用負担も大きいということから、給付の対
		象をそうした方のみに明確化する形の見直しを検討していたところで
		す。その中で、難病をお持ちの方についても、遠隔地の大学病院や専門医
		のいる病院へ通わなければならないといった事情から交通費の負担が大
		きく、要綱上の対象者に含めるべきとのご意見をいただき、改正案の対象
		者に難病の方を追加しております。
		1/2 という要素を盛り込んだ部分ですが、例えば人工透析を受けている方
		は 1 週間に３～４回の通院が必要であり、仕事に就くことが困難である
		ことから、経済的な支援が必要であろうという考え方なのですが、難病に
		ついては様々な種類があり、頻回に通院を要しない場合にはお勤めがで
		きている方もいる状況です。経済的な部分の支援を検討する中で、現に仕
		事について収入を得ているのであれば、1/2 を助成する方向ではどうか、
		という観点から再検討したのが今回の案となります。ただ、こうした検討
		の中で先ほど述べた要望書が提出され、難病の方にも 1/2 という要件を
		設けずに公費を投入してほしいというご意見をいただいたため、この協
		議会の中でも意見をいただいたうえで回答を申し上げたいとお伝えして
		いるところです。今回の協議会では、皆さんに決をいただくわけではな
		く、いただいたご意見を踏まえた案をもって理事者と協議を行い、最終的
		な判断を仰ぐということになりますので、本日は皆さんそれぞれの立場

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	（続き）	からの率直なご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
	井出委員	非課税の方が全体の何%かという話もあるし、課税といってもその額は人それぞれかと思うので、その部分についても考えてもらえればと思います。
	寺田会長	課税といっても、最低限の均等割が課税されているのか、所得によっては所得割の大きな額が課税されている方もいるかと思います。そういった中で、一概に課税か非課税かで判断するのはどうか、といった趣旨のご質問かと思いますが、事務局いかがでしょうか。
	村山主査	確かに現在の案では、均等割のみの方についても「課税」と判断する書き方になっており、均等割については所得が少なくても扶養の数等で課税されてしまうという性質もあることから、段階的な所得を考慮して判断することも必要かと思います。
	寺田会長	ご意見としていただくということで良いでしょうか。他にはございますか。
	髙橋副会長	課税非課税があるのはわかりますが、難病の方などは通院回数もまちまちだと思いますが、助成される額は一律同額なのか、通院した回数によって変わってくるのかご説明をお願いします。
	村山主査	支給額については、基本的には実費相当となっています。公共交通機関を利用されている方には実際にかかった額を、自家用車で通院されている方には 1 キロあたり 20 円を支給していますが、1 月あたり 18,000 円を上限として設定しています。
	寺田会長	よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。
	寺田会長	よろしいでしょうか。では以上をもって、協議会の意見とするということでよろしいでしょうか。

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	掛川部長	ありがとうございました。まとめさせていただくと、
		・課税に該当するのが少ない人員であるなら全額支給するべき
		・減額要件を設定する場合でも、課税の額面をしっかり捉えて支給するべき
		という２つのご意見であるということでよろしいでしょうか。
		本日いただいたご意見はしっかり議事録にも記載させていただき、理事者の最終判断を仰ぐこととしたいと思います。
	寺田会長	つづきまして、(3) 協議会への新規当事者団体の参画について事務局から説明をお願いします。
	村山主査	先ほどの資料１にもあったとおり、「東御市の難病患者を取り巻く環境をともに考える会」が発足しました。この東御市障害者総合支援協議会は地域の皆さんの声を吸い上げる場としたいということもあり、ぜひ協議会の委員として参加いただきたいと考えております。協議会の設置要綱では、委員の定数は 15 名以内と定められており、現段階では 13 名の方に委嘱をしているところですが、当該当事者団体についても、新たに委員として参画していただきたいと考えておりますが、これについてご意見等がありましたらお願いいたします。
	寺田会長	新たな団体を委員としてお呼びしたい、ということですが、皆さんからご意見、ご質問等ございますか。
	寺田会長	他にもこういった当事者団体というのはあるのでしょうか。
	村山主査	事務局で捕捉しているのは今回の難病の方の会のみですが、皆さんの周囲で関係する団体や個人の方がいるという場合には情報提供をいただければと思います。
	寺田会長	ありがとうございます。皆さんからいかがでしょうか。
	寺田会長	特にはよろしいでしょうか。それでは、また団体の方には協議会では了承しているとお伝えいただければと思います。また、それ以外の団体や、活

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	（つづき）	動されている方などについて、お気づきのことがありましたら事務局までお知らせいただければと思います。
	寺田会長	それでは、協議事項については以上となりますが、全体を通して皆さんから何かございますか。
	寺田会長	よろしいでしょうか。それでは、協議の方は終了したということで、事務局に進行をお返しします。
	掛川部長	委員の皆様方におかれましては、慎重にご協議をいただきありがとうございました。また寺田会長におかれましては、スムーズな進行をありがとうございました。 今回は、次期計画の部分を皆様にご提示し、議論をいただいたというところでしたが、素案の段階ではあるものの十分な分析が不足しているということから、さらなる見直しを図りたいと思いますので、次回の協議会ではまたよろしくお願いいたします。 また次第の（2）につきましては、昨年度にご協議をいただいたことを、再度議題とすることとなってしまいました。これについては、当事者の意見をしっかり聞く姿勢に欠けていたことがあり、反省をしております。皆様の声を反映させた政策を展開していくよう取り組んでまいりますので、日頃感じていることなど何なりとお申し付けいただければと思います。気軽にご意見をお寄せください。
	掛川部長	それでは、次第４のその他に移ります。事務局から１点ございますのでよろしくお願いします。
	荒井係長	お手元の資料２をご覧ください。今後の協議会等のスケジュールですが、本日いただいたご意見等を素案に反映させ、12 月からパブリックコメントを実施する予定です。その後、第３回の協議会を令和９年２月９日に開催予定ですが、この中ではパブリックコメントの結果を反映させた計画案をご提示したいと考えております。委員の皆様には、１月中には計画案を送付いたしますので、そちらをご確認いただき次回の協議会にお越しいただければと思います。

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	掛川部長	皆さんには、大変ご足労ですが、次回の協議会についてご予定いただくよ
		うお願い申し上げます。
		その他に皆さんからは何かございますか。
	井出委員	少子化で働く人が減っている、そんな中で、保健師さんや福祉課の職員の
		方など、市の人員確保のための予算が削られて行くようでは困るので、ぜ
		ひお願いをしたいと思います。
	掛川部長	ご意見ありがとうございます。他にはございますか。
	掛川部長	皆さん貴重なご意見をありがとうございました。それでは最後になりま
		すが、アドバイザーの橋詰所長から一言お願いいたします。
	橋詰所長	沢山のご意見が出て、協議会で活発にご議論いただいているな、というの
		を拝見させていただきました。先ほど説明もありましたが、今期の計画策
		定に向けたスケジュールは非常にタイトで、通常であれば夏休みの時期
		に骨格が見えて、策定を進めるところではあるのですが、中々県からの通
		知も来ず、皆さんとの協議の時間も削らざるを得ない状況もあるのです
		が、これから会議だけではなく日常的なご意見をいただくという方法で
		も進めていただければと思います。
		最後に、上小のそれぞれの市町村で策定されている福祉計画は、その積み
		上げを上小圏域の計画としてつなげていくという形なのですが、圏域全
		体の協議でも細かな状況を示しての場を作ることができず、事務局とし
		てもこれでいいのか、ということを感じています。
		障害を持ったお子さんが社会の中でライフステージに沿って大人になっ
		ていく中、国はインクルーシブを進めていくことを大きく求めてきてい
		るのですが、これは本当に大変なことで、保健師さんが乳幼児期から係る
		体制の整備、地元の保育園に行くのか児童発達支援センターなどでの支
		援が必要なのかといったこと、その後に地元の学校か特別支援教育なの
		かという学校教育の体制整備といった、教育・保育・子育ての計画にも係
		わってくることを福祉計画の中で方向づけしなさい、ということになる
		と、多くの議論をしないと実効性のある計画にならないのではないか、と
		いうご意見を圏域でもいただいています。

様式４号（第 21 条関係）

討議内容及び経過	（発言者名）	（発言内容）
	（続き）	最後に、今日お話しのあった難病患者の方の件です。県や圏域の難病の協
		議会に参画させていただいているのですが、非常に大きな課題を抱えて
		います。ALS など重篤な難病の方、障害者手帳をお持ちで難病指定もさ
		れている方もいることを考えると、市の協議会の中にも難病関係団体が
		参加してくるのは、地域の状況を確認していただけるように発展してい
		くのかなとありがたく思います。
		引き続き、タイトな状況ではありますが、地域の障がい者・児の方たちが
		健やかに豊かに育っていくための今期の計画が実態に即したものになる
		よう、私たちセンターも圏域全体の計画策定を進めてまいります。東御市
		の委員の皆さんにもご協力をいただければと思います。本日はありがと
		うございました。
	掛川部長	ありがとうございました。それでは、５の閉会に移ります。髙橋副会長に
		閉会のご挨拶をお願いいたします。
	髙橋副会長	＜閉会＞
	掛川部長	ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

様式４号（第 21 条関係）